



うちなー健康経営宣言

第 556 号

令和 4 年 8 月 3 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

株式会社光貴の行動指針である「お客様の期待を超越する『おもてなし』を目指し、自分の仕事に誇りを持つ」を実践するには、まず当社の従業員一人ひとりが心身ともに健康であることが大前提となります。

当社は「従業員の健康こそが、お客様に愛される健全な企業を育てる原動力である」という考えのもと、これからも全従業員の心身の健康増進への取り組みを通じて、社会の進歩と発展に寄与してまいります。

株式会社光貴 代表取締役社長 斉藤 政美

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
6. 従業員に対して健康意識を向上させる取組を行う。
7. 感染症予防に取り組む。
8. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
9. メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。